

# 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の 一部を改正する法律案に対する修正案要綱

## 一 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る医療の在り方についての検討

政府は、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第2条新第1項関係)

## 二 新型コロナウイルス感染症の新型インフルエンザ等感染症への位置付けの在り方についての検討

政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症への位置付けの在り方について、感染症法第6条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第2条新第2項関係)

## 三 予防接種の有効性及び安全性に関する情報の公表の在り方についての検討

政府は、予防接種の有効性及び安全性に関する情報（副反応に関する情報を含む。）の公表の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第2条新第3項関係)

## 四 その他

その他所要の修正を行うこと。